◎一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する日本国政府

とイスラエル政府との間の取極(口上書)

(略称)イスラエルとの査証及び査証料免除取極

(1)查証免除	イスラエル側口上書	(7終了の通告	(6)入国又は滞在の拒否 二二八	(5国内法令の遵守	(4)查証料免除	(3)査証免除の除外	(2)滞在期間の延長	(1)查証免除	日本側口上書	目 次 ページ	(外務省告示祭	昭和四十七年 四 月二十一日 告示昭和四十六年 十 月 一 日 効力発生昭和四十六年 九 月 十六 日 東京で
											(外務省告示第八一号)	が発生

イスラエルとの査証及び査証料免除取極

の除外

使館に通報する光栄を有する。

訳文

口 上

対する査証及び査証料の免除に関し、千九百七十一年十月 から相互主義に基づき次の措置 国政府が、 外務省は、 日本国に入国することを希望するイスラエル国民に イスラエル大使館 を執る用意を有することを同 に敬意を表するとともに、

日

一日 大

(1) 継 日本国に入国することができる。 に入国することを希望するものは、 続して三箇月をこえない期間滞在する意図をもつて日本国 有効なイスラエル旅券を所持するイスラエル国民であつて、 査 証を取得することなく、

- (2)することができる。 延長することを希望するものに対し、 $\overline{\mathbf{K}}$ 日本国 たイスラエル 一政府は、 国民であつて、 ①の規定に基づいて査証 滞在期間を三箇月をこえて 滞在期間 なしに日本国に入 の延長を許可
- (3) 続して三箇月をとえる期間滞在する意図をもつて日本国に入 報酬を得る目的 あ [することを希望するものについては、 つて、就職し、 の規定に基づく査証の要件の免除は、 ので芸能 永住 į **(**ス ポ 自由職業若しくは他の生業 ーツを含む。)に従事 適用しない。 イスラエル国民で し、 又は継 を営み、

No. 14/MEE

(日本国外務省から在日本国イスラエル大使館あての口上

on a reciprocal basis the following measures the Government of Japan is prepared to take has the honour to inform the Embassy that its compliments to the Embassy of Israel and Israeli nationals seeking entry to Japan: waiving of visas and visa fees for as from October 1, 1971 concerning the The Ministry of Foreign Affairs presents

- for a period not exceeding three consecutive valid Israeli passports who are seeking entry months, may enter Japan without obtaining a to Japan with the intention of staying there (1) The Israeli nationals in possession of
- without a visa under paragraph (1) above, three months. desire to extend the Israeli nationals who, having entered Japan extensions of the period of stay to the (2) The Government of Japan may grant period of stay beyond
- sion or other occupation or of engaging in a with the intention of seeking employment or Israeli nationals who desire to enter Japan remunerative purposes or with permanent residence, of exercising a profesparagraph (1) above shall not apply to the of staying there for public entertainment (including sport) for (3) The waiver of visa requirements under ည period exceeding three the intention

1

Ż ラ

否滞入 在の 担 を 担は 告終了 の通 除 査 証 料 免 書ルイ 側ロス 上エ の遵守 国内法令 (銀文) (4) (7)(6) (5) する。 に関する日本国の法令に服することを免除するものではない イスラエル国民に対し、外国人の入国、滞在、 数料をも徴収しない。 限のある外交及び領事当局は、その査証についていかなる手 規定を終了させることができる。 し、日本国に入国し又は滯在することを拒否する権利を留保 イスラエル大使館は、外務省に敬意を表するとともに、イス 日本国政府は、 千九百七十一年九月十六日に東京で 日本国政府は、好ましくないと認めるイスラエル国民に対 ⑴の規定に基づく査証の要件の免除は、日本国に入国する 査証が必要とされ、かつ、付与されるときは、日本国 (在日本国イスラエル大使館から日本国外務省あての口上 書面による二箇月の予告をもつて前記の Ŀ 居住及び出国

> authorities will not charge any fees. the competent Japanese diplomatic and consular (4) For visas, when required and granted,

一の権

residence and exit of aliens. and regulations concerning the entry, stay, necessity of complying with the Japanese laws Israeli nationals entering Japan from the under paragraph (1) above does not exempt the (5) The waiver of the visa requirements

undesirable. Japan to the Israeli nationals considered right to refuse the entry into or stay in (6) The Government of Japan reserves the (7) The Government of Japan may terminate

諸

notice.

the foregoing by gibing two months'

written

Tokyo, September 16, 1971.

IE/1191

VERBALE

has the honour to inform the Ministry that the ments to the Ministry of Foreign Affairs and The Embassy of Israel presents its compli-

ラエ

ル政府が、

イスラエルに入国することを希望する日本国民

する光栄を有する。 互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同省に通報 に対する査証料の免除に関し、千九百七十一年十月一日から相

(1)国することを希望するものは、 三箇月をこえない期間滞在する意図をもつてイスラエルに入 スラエルに入国することができる。 有効な日本国旅券を所持する日本国民であつて、 査証を取得することなく、 継続して 1

查証

免除

(2)エルに入国 することができる。 て延長することを希望するものに対し滞在期間の延長を許可 イスラエル政府は、 した日本国民であつて、 ①の規定に基づいて査証 滞在期間を三箇月をこえ なし ĸ イスラ

の 滞在期間

が延長

查証免除

- (3) することを希望するものについては、適用しない。 三箇月をこえる期間滞 得る目的で芸能 就職し、 (1)の規定に基づく査証の要件の免除は、日本国民であつて、 永住し、 (スポ 自由 :在する意図をもつてイスラエ 1 職業若しくは他の生業を営み、 ツを含む°)に従事し、 又は継続 ル VC 報酬を 八人国 して
- (4) 0 る手数料をも徴収しない。 権限のある外交及び領事 査証が必要とされ、かつ、 当局 付与されるときは、 は、 その査証につい イスラエル ていかな

除 査 証

料免

(5)する日本国民に対し、外国人の入国、 の規定に基づく査証の要件の免除は、 ヘラエ ル の法 令に服することを免除するものでは 滞在、 1 居 スラエ 住及び ル 出 K 国国に 八人国 *t*s

> Government of Israel is prepared to take on of visas and visa fees for the Japanese from October 1, 1971 concerning the waiving reciprocal basis the following measures as nationals seeking entry to Israel: ىو

- visa. months, may enter Israel without obtaining a valid Japanese passports who are seeking entry for a period not exceeding three consecutive to Israel with the intention of staying there (1) The Japanese nationals in possession of
- three months. without a visa under paragraph Japanese nationals who, having entered Israel extensions of the period of stay to the desire to extend the period of stay beyond (2) The Government of Israel may grant (1) above,
- staying there for a period exceeding three sion or other occupation or of engaging in a with the intention of seeking employment or consecutive months. remunerative purposes or with the intention of public entertainment (including sport) for permanent residence, of exercising a profes-Japanese nationals who desire to enter Israel paragraph (1) above shall not apply to (3) The waiver of visa requirements
- authorities will not charge any fees the competent Israeli diplomatic and consular (4) For visas, when required and granted,
- residence and exit of aliens. and regulations concerning the necessity of complying with the Israeli laws Japanese nationals entering Israel from the under paragraph (1) above does not exempt the (5) The waiver of the visa requirements entry, stay,

告終了 の通 否滞入 在の 担 に (7) (6) する。 の諸規定を終了させることができる。 イスラエルに入国し又は滯在することを拒否する権利を留保 千九百七十一年九月十六日に東京で イスラエ イスラエル政府は、好ましくないと認める日本国民に対し、 ル政府は、 書面による二箇月の予告をもつて前記 notice. the foregoing by giving two months, written undesirable. Israel to the Japanese nationals considered right to refuse the entry into or stay in (7) The Government of Israel may terminate (6) The Government of Israel reserves the Tokyo, September 16, 1971

この取極は、

相互免除を行なうことを定めたものである。 日本国政府とイスラエル政府との間で相互主義に基づき一部旅券の査証及び査証料の